

## 令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年9月17日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評
<ul style="list-style-type: none"><li>評議員会の開催に当たっては、各評議員が出席可能な日程調整を行うこと。</li><li>理事及び監事に支給する報酬の総額の範囲を定めること。</li></ul>

文書指摘事項	是正・改善状況報告
1 評議員について、令和6年度の評議員会を全て欠席している評議員が見られた。 については、評議員会の開催に当たり評議員の出席が可能な日程となるよう必要な調整を行うとともに、名目的・慣例的に評議員を選任することがないよう、欠席の続く評議員は適切な者への改選を検討すること。 なお、本件指摘は前回も同様の文書指摘をしているが改善されていないので、必ず改善すること。 (審査基準第3の1(3))	
2 理事会の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載すべきであるところ、令和6年度第2回理事会の議事録において、議案第4号について「挙手（賛成12、反対1）」という記載があるが、決議において挙手（賛成）しない理事が誰であるかが不明であった。 については、異議をとどめないものはその決議に賛成したものと推定されることとなるので、議事録には、異議について発言があればその内容を、発言がない場合も賛成しなかった理事が誰かわかるように記録すること。 (法第45条の14第6項、第8項) (規則第2条の17第3項)	
3 理事及び監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会において定める必要があるが、貴法人の役員等の報酬に関する規程又は評議員会の決議では定められておらず、理事及び監事に支給する報酬等の総額が特定できない状態であった。 については、再度、評議員会において理事及び監事の報酬等の総額の範囲を定めるとともに、報酬規程に報酬等の支給の方法に関する事項	

	<p>が定められていなかったので定めること。 なお、理事の総額の範囲と監事の総額の範囲を分けて規定すること。 (法第45条の16第4項によって準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項によって準用される一般法人法第105条) (法45条の35) (規則第2条の42)</p>
--	--